

●香川県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年10月5日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 本島循環線（257号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市本島町笠島字西ノ浦647番 1地先から 丸亀市本島町笠島字高無坊1040番 9地先まで	前	3.5~6.6	1,340	旧道の市道移管
丸亀市本島町笠島字北浦111番1 地先から 丸亀市本島町笠島字高無坊1040番 9地先まで		4.4~52.0	2,207	
丸亀市本島町笠島字北浦111番1 地先から 丸亀市本島町笠島字高無坊1040番 9地先まで	後	4.4~52.0	2,207	